

# 育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタートします

施行日 平成21年9月30日（調停制度は平成22年4月1日）

育児・介護休業法が改正され、育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタートします。雇用均等室では、労働者と会社との間で育児・介護休業等の民事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行います。

援助の制度には、都道府県労働局長による援助と調停委員（弁護士や学識経験者等の専門家）による調停の2種類があります。

## 育児・介護休業法に基づく紛争解決援助の対象

- 育児休業制度
  - 時間外労働の制限
  - 育児休業等を理由とする不利益取扱い
  - 介護休業制度
  - 深夜業の制限
  - 子の看護休暇制度
  - 勤務時間の短縮等の措置
  - 労働者の配置に関する配慮
- に関する労働者と会社との間の紛争

対象者：紛争の当事者である男女労働者及び事業主の方

※ 当事者以外の方の申出は受けられません

※ 援助の対象となっている場合でも、裁判中や他の行政機関に相談中などの場合は制度を利用できない場合もあります。

### 都道府県労働局長による援助 (助言・指導・勧告)

簡易な手続きで行政機関に迅速に解決

雇用均等室に援助をお申し出ください。お電話、お手紙（連絡先記載）でも結構です（申立書などの文書は必要ありません）。



雇用均等室が労働者と会社双方から、お話を伺います。



双方のお話を踏まえ、問題解決に必要な助言などの援助を行います。



当事者双方が援助の内容に沿った解決策を実行すること（歩み寄り）により問題が解決!!

### (平成22年4月1日スタート) 調停

公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい

雇用均等室に調停申請書を提出してください。



調停委員が労働者と会社双方から、お話を伺います。



双方のお話を踏まえ、調停委員が紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に勧告します。



当事者双方が調停案を受諾することにより、問題が解決!!

妊娠又は出産したこと、産前産後休業又は育児休業等の申出をしたこと又は取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されています！

- 労働者が妊娠又は出産したこと、産前産後休業又は育児休業等の申出をしたこと又は取得したこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをすることは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されています。

解雇その他不利益な取扱いに関する労働者と会社との間の紛争も、紛争解決援助制度の対象になります。

＜不利益な取扱いの例＞

- ①解雇 ②期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと ③退職の強要
- ④正社員を非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要 ⑤不利益な自宅待機
- ⑥降格 ⑦減給をし、又は賞与等における不利益な算定 ⑧不利益な配置の変更 など

まずは、山梨労働局雇用均等室までご相談ください！

※援助を申し出たことにより労働者を不利益に取り扱うことは育児・介護休業法で禁止されています。

※関係当事者以外に援助や調停の内容は公にされません。プライバシーが保護されます。

※雇用均等室では男女雇用機会均等法及びパートタイム労働法に基づく紛争解決援助も行っています。

山梨労働局雇用均等室の連絡先

〒400-8577

甲府市丸の内1-1-11

電話 055-225-2859

FAX 055-225-2787